

証券コード 2903
平成27年6月5日

株 主 各 位

大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

シノブフーズ株式会社

代表取締役社長 松 本 崇 志

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）【午前11時】

2. 場 所 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

当本社 1階ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項
報 告 事 項

1. 第45期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(当社ウェブサイト <http://www.shinobufoods.co.jp/>)

当日、当社ではノーネクタイの「クールビズ」にて対応させていただきますので、ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済政策を背景に緩やかな回復基調が続きましたが、個人消費は足踏み状態で推移し、消費者の節約志向や競争の激化が続くなど、中食業界で事業を展開する当社グループの経営環境は厳しい状況となりました。

こうした状況下、当社グループは、主要取引先である株式会社ファミリーマートへの売上高が増加するとともに、「牛めし弁当」や「さわら西京焼き弁当」をはじめとするデパ地下での人気食材を使用した弁当の発売など、お客様や取引先様のニーズに沿った商品開発に努め、またモンドセレクション4年連続金賞受賞した「エピ・ムーミックスサンド」のテレビコマーシャルの放映地域を拡大するなど積極的な取り組みを行った結果、スーパーマーケットやコンビニエンスストアにおいて主力のおにぎりや弁当、調理パンの売上が順調に伸び、5期連続の増収となりました。

生産面では、仕入業者を対象とした発注システムの導入により業務効率化を行うとともに、本社購買部を軸に全国8工場で食材等のアイテムの集約、共通化を行い、また生産性の高い生産設備を積極的に導入にすることで、製造コストの削減を図ることができ、増益となるとともに過去最高益を達成することができました。

一方、報道が相次いだ製品への異物混入等に対しては、安心カメラの設置や金属検出機による入室チェックなどの対策に加え、食品安全システムの国際認証FSSC22000を全工場で取得するなど品質・衛生管理の充実を図り、「食品会社としてあるべき姿」を追求し安全・安心な製品の提供に努めました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比18億7千7百万円増の421億3千1百万円、経常利益は前期比4億7千5百万円増の13億9千1百万円、当期純利益は前期比1億6千7百万円増の6億8千1百万円となりました。

##### ② 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は13億2千3百万円であり、その主なものは、当社京滋工場および名古屋工場の炊飯設備の増設・更新であります。また、品質および生産効率の向上を図るため、各工場で新型の生産機器を導入いたしました。

##### ③ 企業集団の資金調達の状況

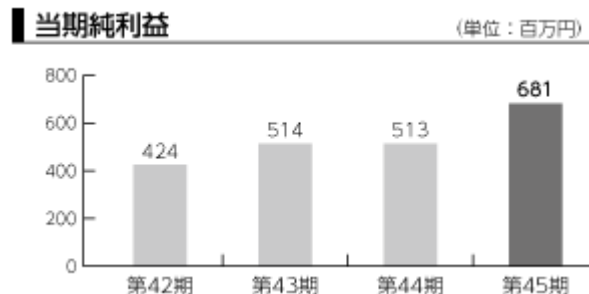
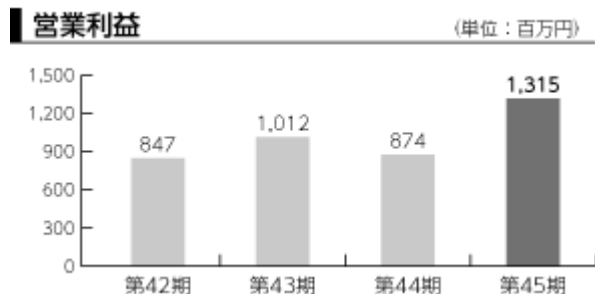
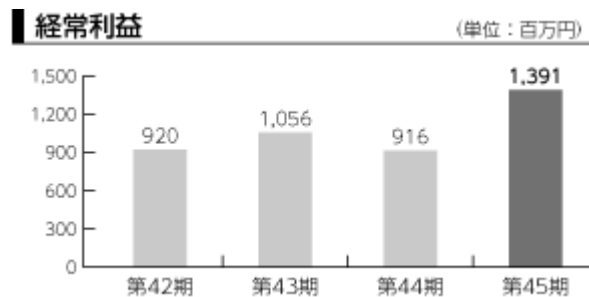
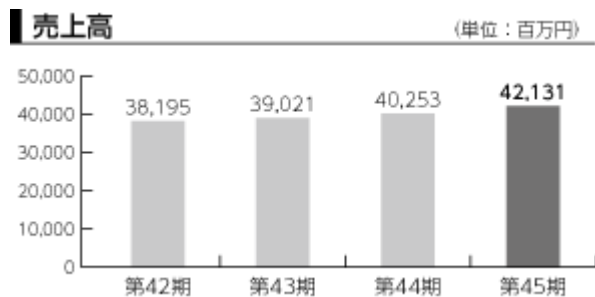
当連結会計年度において、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。なお、設備資金などの必要資金は、自己資金および金融機関からの借入金等により調達いたしました。

## (2) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分 \ 期 別   | 第 42 期<br>(平成24年 3 月期) | 第 43 期<br>(平成25年 3 月期) | 第 44 期<br>(平成26年 3 月期) | 第 45 期<br>(平成27年 3 月期) |
|-------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 売 上 高       | 38,195                 | 39,021                 | 40,253                 | 42,131                 |
| 経 常 利 益     | 920                    | 1,056                  | 916                    | 1,391                  |
| 当 期 純 利 益   | 424                    | 514                    | 513                    | 681                    |
| 1 株当たり当期純利益 | 27円31銭                 | 33円84銭                 | 36円67銭                 | 51円15銭                 |
| 総 資 産       | 17,753                 | 17,956                 | 17,387                 | 18,680                 |
| 純 資 産       | 9,813                  | 9,872                  | 9,845                  | 10,115                 |
| 1 株当たり純資産額  | 631円84銭                | 677円79銭                | 724円79銭                | 774円90銭                |

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数にもとづき算出、また 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式総数にもとづき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。  
3. 当連結会計年度の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ① 企業集団の事業の経過および成果」に記載のとおりであります。



### (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                    |
|---------------|-------|----------|----------------------------|
| 株式会社エス・エフ・ディー | 10百万円 | 100%     | 不動産の賃貸および<br>コンビニエンスストアの経営 |
| 巽 パ ン 株 式 会 社 | 10百万円 | 70%      | 原 材 料 の 仕 入、 販 売           |

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画の基本戦略を着実に実行し、業績目標を達成するため下記の課題に取り組んでまいります。

#### ①継続的な売上成長の確保

食品添加物の削減や製造から納品までの時間を短縮するなど鮮度に徹底的にこだわった商品の開発に挑んでいきます。また、健康志向をテーマとし、高齢化社会に向けた健康の維持・増進を図る商品の研究・開発をすすめ、継続的な売上の成長をめざしてまいります。

#### ②コスト競争力の向上

食材等のアイテム集約や共通化を今後も継続していくとともに、精米、海苔、鶏肉など主要食材の購買部主導による価格管理をはじめ、最新の生産機器の導入により、生産効率の改善に取り組み、コスト競争力の向上を図ってまいります。

#### ③現場力強化に向けた人材育成

フルタイムやパートタイムなど多様な働き方への対応、多国籍な人材へのケアや処遇等の見直しなど従業員が働きやすい環境の整備をすすめてまいります。  
また、次世代幹部の育成に向け、主に若手、中堅社員を対象とする研修制度の充実を図ってまいります。

#### ④環境負荷の軽減

企業としての社会的使命を果たすべく、現場でのきめ細やかな対応をもとにした食物残渣の削減、飼料化や堆肥化など廃棄物のリサイクルをすすめていくとともに、太陽光パネルの新規設置や省エネ効果の高い生産機器の導入により、環境負荷の軽減を図ってまいります。

#### ⑤コーポレートガバナンスへの取り組み

改正会社法に加え、東京証券取引所におけるコーポレートガバナンスコードが策定されたことを受け、実効性あるガバナンス体制を整備し、継続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

**(5) 主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

当社の主な事業内容は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司および惣菜等の製造販売であります。

**(6) 主要な事業所**（平成27年3月31日現在）

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 本 社           | 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号   |
| 工 場           |                     |
| 大 阪 工 場       | 大阪市西淀川区福町1丁目9番16号   |
| 関 西 工 場       | 大阪市西淀川区御幣島2丁目11番30号 |
| 京 滋 工 場       | 滋賀県栗東市六地藏1163       |
| 千 葉 工 場       | 千葉県八千代市上高野1734番1    |
| 名 古 屋 工 場     | 愛知県弥富市四郎兵衛1丁目128番地  |
| 岡 山 工 場       | 岡山県総社市中原字巽原88番の2    |
| 広 島 工 場       | 広島県尾道市美ノ郷町本郷1番地65   |
| 四 国 工 場       | 香川県観音寺市柞田町字干拓丁93番7号 |
| 子会社           |                     |
| 株式会社エス・エフ・ディー | 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号   |
| 巽 パン 株 式 会 社  | 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号   |

**(7) 使用人の状況**（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数       | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|
| 450名 (2,250)名 | 1名 (△47)名   |

(注) 使用人数は、就業人員数であり、パートタイム・アルバイト従業員数は、( ) 内に1日8時間労働換算の期中平均雇用人員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数       | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------------|-----------|---------|-------------|
| 449名 (2,242)名 | 1名 (△47)名 | 37.6才   | 8.5年        |

(注) 使用人数は、就業人員数であり、パートタイム・アルバイト従業員数は、( ) 内に1日8時間労働換算の期中平均雇用人員数を記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況**（平成27年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額     |
|---------------|---------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 667 百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 590     |
| 株式会社三井住友銀行    | 200     |
| 株式会社りそな銀行     | 154     |

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 45,656,000株
- ② 発行済株式総数 13,900,000株
- ③ 当期末株主数 4,907名
- ④ 大株主

| 株主名                | 持株数<br>株 | 持株比率<br>% |
|--------------------|----------|-----------|
| 株式会社エム             | 997,000  | 7.65      |
| 松本恵美子              | 738,000  | 5.66      |
| 松本隆次               | 697,000  | 5.35      |
| 佐々木真司              | 694,000  | 5.33      |
| シノブフーズ取引先持株会       | 672,983  | 5.17      |
| 松本龍也               | 461,529  | 3.54      |
| 松本崇志               | 411,374  | 3.16      |
| 株式会社近畿大阪銀行         | 217,809  | 1.67      |
| 西村重喜               | 163,600  | 1.26      |
| 三井住友ファイナンス&リース株式会社 | 151,843  | 1.17      |

（注）持株比率は自己株式（872,339株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                          |
|---------|---------|---------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 松 本 崇 志 |                                       |
| 専務取締役   | 西 村 寿 清 | C V S 事業担当兼関西統轄本部長<br>巽パン株式会社 代表取締役社長 |
| 常務取締役   | 隅 田 真 年 | N B 事業担当                              |
| 取締役     | 構 祐 二   | 中四国統轄本部長兼四国工場長                        |
| 取締役     | 上 田 往 紀 | 業務企画本部長<br>株式会社エス・エフ・ディー 代表取締役社長      |
| 取締役     | 清 水 秀 輝 | 管理本部長                                 |
| 監査役（常勤） | 川 口 博 司 |                                       |
| 監査役     | 土 本 拡 美 | 土本拡美税理士事務所                            |
| 監査役     | 橋 爪 健 治 | ネクスス監査法人 代表社員                         |

(注) 1. 平成27年4月1日付で、取締役の役職に次の変更がありました。

| 氏 名     | 新 役 職 名                                 | 旧 役 職 名                                     |
|---------|-----------------------------------------|---------------------------------------------|
| 西 村 寿 清 | 取締役 専務執行役員<br>C V S 事業担当<br>(兼) 関西統轄本部長 | 専 務 取 締 役<br>C V S 事業担当<br>(兼) 関西統轄本部長      |
| 隅 田 真 年 | 取締役 常務執行役員<br>N B 事業担当<br>(兼) 東京統轄本部長   | 常 務 取 締 役<br>N B 事業担当                       |
| 清 水 秀 輝 | 取締役 常務執行役員<br>管 理 本 部 長                 | 取 締 役 長<br>管 理 本 部 長                        |
| 構 祐 二   | 取締役 執行役員<br>中 四 国 統 轄 本 部 長             | 取 締 役 長<br>中 四 国 統 轄 本 部 長<br>(兼) 四 国 工 場 長 |
| 上 田 往 紀 | 取 締 役<br>社 長 役 付                        | 取 締 役 長<br>業 務 企 画 本 部 長                    |

2. 監査役土本拡美および橋爪健治の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。

3. 監査役川口博司氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役土本拡美氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役橋爪健治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 土本拡美税理士事務所と当社との間には、取引関係はありません。
7. ネクスス監査法人と当社との間には、取引関係はありません。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分       | 支給人員 | 基本報酬 | 賞与  | 計   |
|-----------|------|------|-----|-----|
|           | 名    | 百万円  | 百万円 | 百万円 |
| 取 締 役     | 6    | 124  | 32  | 156 |
| 監 査 役     | 3    | 16   | —   | 16  |
| (うち社外監査役) | (2)  | (5)  | —   | (5) |
| 合 計       | 9    | 140  | 32  | 172 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第42期定時株主総会において、年額280百万円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第36期定時株主総会において、年額36百万円以内と決議されております。
3. 取締役としての支給のほかには使用人給与の支給を受けている取締役はおりません。

③ 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬（月額報酬）と業績連動した賞与により構成され、各取締役の報酬は、その地位や業績への貢献度等を総合的に勘案し決定しております。

監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から、業績連動を排除し基本報酬のみとしております。

なお、株主総会で承認された取締役および監査役のそれぞれの報酬の限度額の範囲において、各取締役の報酬は取締役会の決議により、各監査役の報酬は監査役の協議により、それぞれ決定しております。

④ 社外役員に関する事項

1. 当事業年度における主な活動内容

- (イ) 監査役土本拡美氏は、当期開催の取締役会13回すべてに、同じく監査役会12回すべてに出席し、税理士として豊富な経験や専門的知見にもとづいて、発言を行っております。
- (ロ) 監査役橋爪健治氏は、当期開催の取締役会13回すべてに、同じく監査役会12回すべてに出席し、公認会計士として豊富な経験や専門的知見にもとづいて、発言を行っております。

2. 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社と社外監査役とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結をしており、当該契約にもとづく損害賠償限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、経営の透明性、ガバナンス強化の側面からも、社外取締役を置くことを検討しておりましたが、その選任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ  
② 報酬等の額

|                                         | 支 払 額 |
|-----------------------------------------|-------|
| 1. 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額                 | 22百万円 |
| 2. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することが困難なため、当該事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意にもとづき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人がその職務を適正に遂行することができないと認められる場合、または会計監査の適正性および信頼性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- ④ 責任限定契約の内容の概要  
当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める限度であります。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年5月7日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議いたしました。改定後の基本方針は以下のとおりです。

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  1. 当社グループは、「シノブグループ行動憲章」、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」を周知し、全ての取締役および使用人への法令遵守の徹底をはかります。
  2. 内部監査部門は、内部監査規程に基づき監査役等と連携をはかりながら、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について、グループ全体の監査を行います。
  3. 内部通報制度により、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」等に違反する行為またはそのおそれのある行為について、通報を受けるとともに、通報を理由に不利益な取り扱いを受けないよう通報者を保護します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
「文書取扱規程」にしたがって、取締役の職務の執行に係る情報について、適切に保存および管理を行うとともに秘密保持に努めます。
- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  1. 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」にしたがって、リスクの未然防止のために管理体制を整備するとともに、重大リスク発生における対応を的確に行い、企業価値の保全をはかります。
  2. リスク管理委員会では、リスクの識別、評価を行い、重点リスクへの対応方針を決定し、その取り組みを行います。
- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  1. 取締役会が定めた当社グループの中期経営計画に基づき、当社および子会社が年度計画を策定し、取締役および執行役員等で構成される経営会議等において業績の進捗を管理しています。
  2. 当社は執行役員制度を導入し、業務執行における責任の明確化と意思決定の迅速化をはかります。
- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制  
当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社のモニタリングを行うとともに、子会社の事業に関する重要な情報については当社の取締役会に報告することを求めています。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役から求めがあった場合には、監査部門の人材を配置します。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - 1. 監査役は、職務遂行上において必要な場合、当該使用人に対して取締役から独立させて業務の補助を行うよう指示できるものとします。
  - 2. また、当該使用人の人事については、事前に監査役の同意を得たうえで行います。
- ⑧ 当社および当社子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - 1. 監査部は、内部監査の結果を監査役に報告します。
  - 2. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事態が発生した場合は、取締役および使用人は監査役に速やかに報告します。
  - 3. 取締役の職務執行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した事実を報告します。
  - 4. 内部通報制度に基づき通報された事実を報告します。
  - 5. 当社は、上記に係る報告を行ったグループの取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑨ その監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
  - 1. 監査役が必要とした場合には、外部専門家（弁護士、会計士など）との連携をはかるなど、監査活動の支援体制を確保します。
  - 2. 監査役がその職務を執行するうえで必要な費用は、請求により会社は速やかに支払うものとします。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
  - 1. 当社は、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」において、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨む旨を定め、周知徹底をはかります。
  - 2. 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「暴力団排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係を速やかに解消する取り組みを行います。

**(6) 会社の支配に関する基本方針**  
該当事項はありません。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                   | <b>(負 債 の 部)</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>6,757,187</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>6,679,982</b>  |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,880,435         | 買 掛 金                  | 3,132,178         |
| 売 掛 金              | 4,288,836         | 一年以内返済長期借入金            | 330,366           |
| 商 品 及 び 製 品        | 27,180            | 未 払 金                  | 1,976,576         |
| 原材料及び貯蔵品           | 209,975           | 未 払 法 人 税 等            | 407,088           |
| 繰 延 税 金 資 産        | 147,076           | 賞 与 引 当 金              | 255,200           |
| そ の 他              | 209,233           | そ の 他                  | 578,572           |
| 貸 倒 引 当 金          | △5,550            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,884,931</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>11,923,497</b> | 長 期 借 入 金              | 1,564,047         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>11,322,183</b> | 退職給付に係る負債              | 238,512           |
| 建 物 及 び 構 築 物      | 2,980,299         | そ の 他                  | 82,372            |
| 機械装置及び運搬具          | 1,981,200         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>8,564,913</b>  |
| 工具器具及び備品           | 206,749           | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                   |
| 土 地                | 6,124,976         | <b>株 主 資 本</b>         | <b>10,075,176</b> |
| 建 設 仮 勘 定          | 28,956            | <b>資 本 金</b>           | <b>4,693,422</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>108,087</b>    | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>3,247,421</b>  |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>493,226</b>    | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>2,555,474</b>  |
| 投 資 有 価 証 券        | 96,918            | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△421,141</b>   |
| 繰 延 税 金 資 産        | 37,733            | その他の包括利益累計額            | 19,964            |
| そ の 他              | 377,203           | その他有価証券評価差額金           | 27,532            |
| 貸 倒 引 当 金          | △18,629           | 退職給付に係る調整累計額           | △7,568            |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>18,680,684</b> | <b>少 数 株 主 持 分</b>     | <b>20,629</b>     |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>10,115,771</b> |
|                    |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>18,680,684</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目                 |         | 金 額 |            |
|---------------------|---------|-----|------------|
| 売上高                 |         |     | 42,131,367 |
| 売上原価                |         |     | 33,181,285 |
| 売上総利益               |         |     | 8,950,082  |
| 販売費及び一般管理費          |         |     | 7,634,241  |
| 営業利益                |         |     | 1,315,840  |
| 営業外収益               |         |     |            |
| 受取利息配当金             | 2,329   |     |            |
| 受取賃貸料               | 22,616  |     |            |
| 助成金収入               | 50,699  |     |            |
| その他                 | 21,613  |     | 97,258     |
| 営業外費用               |         |     |            |
| 支払利息                | 13,452  |     |            |
| 賃貸物件関連費用            | 3,215   |     |            |
| 自己株式取得費用            | 2,608   |     |            |
| その他                 | 2,145   |     | 21,422     |
| 経常利益                |         |     | 1,391,677  |
| 特別利益                |         |     |            |
| 固定資産売却益             | 3,508   |     |            |
| 補助金収入               | 42,060  |     | 45,568     |
| 特別損失                |         |     |            |
| 固定資産除却損失            | 57,097  |     |            |
| 減損                  | 196,000 |     | 253,097    |
| 税金等調整前当期純利益         |         |     | 1,184,148  |
| 法人税、住民税及び事業税法人税等調整額 | 498,645 |     |            |
|                     | △3,840  |     | 494,805    |
| 少数株主損益調整前当期純利益      |         |     | 689,343    |
| 少数株主利益              |         |     | 7,858      |
| 当期純利益               |         |     | 681,484    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |           |          |            |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|
|                               | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 平成26年4月1日現在の残高                | 4,693,422 | 3,658,168 | 1,986,912 | △535,034 | 9,803,468  |
| 会計方針の変更による累積的影響額              |           |           | 27,961    |          | 27,961     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高             | 4,693,422 | 3,658,168 | 2,014,874 | △535,034 | 9,831,429  |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |           |          |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |           |           | △140,884  |          | △140,884   |
| 当 期 純 利 益                     |           |           | 681,484   |          | 681,484    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |           |           |           | △296,852 | △296,852   |
| 自 己 株 式 の 消 却                 |           | △410,746  |           | 410,746  | —          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |          |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —         | △410,746  | 540,599   | 113,893  | 243,746    |
| 平成27年3月31日現在の残高               | 4,693,422 | 3,247,421 | 2,555,474 | △421,141 | 10,075,176 |

|                               | その他の包括利益累計額      |                    |                       | 少数株主持分 | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------------|------------------|--------------------|-----------------------|--------|------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る調整<br>累 計 額 | その他の包括利益<br>累 計 額 合 計 |        |            |
| 平成26年4月1日現在の残高                | 20,586           | 8,534              | 29,120                | 12,770 | 9,845,359  |
| 会計方針の変更による累積的影響額              |                  |                    |                       |        | 27,961     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高             | 20,586           | 8,534              | 29,120                | 12,770 | 9,873,321  |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |                    |                       |        |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                  |                    |                       |        | △140,884   |
| 当 期 純 利 益                     |                  |                    |                       |        | 681,484    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                  |                    |                       |        | △296,852   |
| 自 己 株 式 の 消 却                 |                  |                    |                       |        | —          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 6,946            | △16,102            | △9,156                | 7,858  | △1,297     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 6,946            | △16,102            | △9,156                | 7,858  | 242,449    |
| 平成27年3月31日現在の残高               | 27,532           | △7,568             | 19,964                | 20,629 | 10,115,771 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
|--------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                   | <b>(負 債 の 部)</b>        |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>6,574,343</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>6,656,039</b>  |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,719,612         | 買 掛 金                   | 3,122,874         |
| 売 掛 金              | 4,271,166         | 一年以内返済長期借入金             | 330,366           |
| 商 品 及 び 製 品        | 24,316            | 未 払 金                   | 1,979,076         |
| 原材料及び貯蔵品           | 209,865           | 未 払 法 人 税 等             | 400,549           |
| 繰 延 税 金 資 産        | 146,726           | 賞 与 引 当 金               | 254,600           |
| そ の 他              | 208,206           | そ の 他                   | 568,572           |
| 貸 倒 引 当 金          | △5,550            | <b>固 定 負 債</b>          | <b>1,872,143</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>11,787,040</b> | 長 期 借 入 金               | 1,564,047         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>11,315,480</b> | 退 職 給 付 引 当 金           | 227,347           |
| 建 物                | 2,692,105         | そ の 他                   | 80,748            |
| 構 築 物              | 281,491           | <b>負 債 合 計</b>          | <b>8,528,182</b>  |
| 機 械 装 置            | 1,972,836         | <b>(純 資 産 の 部)</b>      |                   |
| 車 両 運 搬 具          | 8,364             | <b>株 主 資 本</b>          | <b>9,805,813</b>  |
| 工具器具及び備品           | 206,749           | <b>資 本 金</b>            | <b>4,693,422</b>  |
| 土 地                | 6,124,976         | <b>資 本 剰 余 金</b>        | <b>3,247,421</b>  |
| 建 設 仮 勘 定          | 28,956            | 資 本 準 備 金               | 1,173,993         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>108,087</b>    | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 2,073,427         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>363,471</b>    | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>2,286,110</b>  |
| 投 資 有 価 証 券        | 96,414            | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,286,110         |
| 関 係 会 社 株 式        | 17,000            | 特 別 償 却 積 立 金           | 39,794            |
| 繰 延 税 金 資 産        | 33,076            | 圧 縮 記 帳 積 立 金           | 43,414            |
| そ の 他              | 235,610           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 2,202,901         |
| 貸 倒 引 当 金          | △18,629           | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△421,141</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>18,361,384</b> | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>27,388</b>     |
|                    |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 27,388            |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>9,833,201</b>  |
|                    |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>18,361,384</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 41,804,532 |
| 売上原価         | 32,978,006 |
| 売上総利益        | 8,826,525  |
| 販売費及び一般管理費   | 7,551,889  |
| 営業利益         | 1,274,636  |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息配当金      | 2,614      |
| 助成金収入        | 50,699     |
| その他の         | 27,769     |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 13,436     |
| 自己株式取得費用     | 2,608      |
| その他の         | 1,377      |
| 経常利益         | 1,338,298  |
| 特別利益         |            |
| 補助金収入        | 42,060     |
| 特別損失         |            |
| 固定資産除却損失     | 57,097     |
| 減損損失         | 196,000    |
| 税引前当期純利益     | 1,127,260  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 488,963    |
| 法人税等調整額      | △20,202    |
| 当期純利益        | 658,499    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |                |              |             |             |             |              |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金   |             |             |              |
|                             |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金    |             |             | 利益剰余金<br>合 計 |
|                             |           |           |                |              | 特別償却<br>積立金 | 圧縮記帳<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |              |
| 平成26年4月1日現在の残高              | 4,693,422 | 1,173,993 | 2,484,174      | 3,658,168    | 44,908      | 25,616      | 1,670,008   | 1,740,534    |
| 会計方針の変更による累積的影響額            |           |           |                |              |             |             | 27,961      | 27,961       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高           | 4,693,422 | 1,173,993 | 2,484,174      | 3,658,168    | 44,908      | 25,616      | 1,697,970   | 1,768,495    |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |                |              |             |             |             |              |
| 剰 余 金 の 配 当                 |           |           |                |              |             |             | △140,884    | △140,884     |
| 特別償却積立金の取崩                  |           |           |                |              | △7,010      |             | 7,010       | —            |
| 特別償却積立金の積立                  |           |           |                |              | 1,896       |             | △1,896      | —            |
| 圧縮記帳積立金の取崩                  |           |           |                |              |             | △1,692      | 1,692       | —            |
| 圧縮記帳積立金の積立                  |           |           |                |              |             | 19,490      | △19,490     | —            |
| 当 期 純 利 益                   |           |           |                |              |             |             | 658,499     | 658,499      |
| 自己株式の取得                     |           |           |                |              |             |             |             |              |
| 自己株式の消却                     |           |           | △410,746       | △410,746     |             |             |             |              |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |           |                |              |             |             |             |              |
| 事業年度中の変動額合計                 | —         | —         | △410,746       | △410,746     | △5,113      | 17,797      | 504,930     | 517,614      |
| 平成27年3月31日現在の残高             | 4,693,422 | 1,173,993 | 2,073,427      | 3,247,421    | 39,794      | 43,414      | 2,202,901   | 2,286,110    |

|                             | 株主資本     |                | 評価・換算差額等               |                | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|----------|----------------|------------------------|----------------|-----------|
|                             | 自己株式     | 株 主 資 本<br>合 計 | その他有価<br>証券評価<br>差 額 金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 平成26年4月1日現在の残高              | △535,034 | 9,557,089      | 20,478                 | 20,478         | 9,577,567 |
| 会計方針の変更による累積的影響額            |          | 27,961         |                        |                | 27,961    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高           | △535,034 | 9,585,051      | 20,478                 | 20,478         | 9,605,529 |
| 事業年度中の変動額                   |          |                |                        |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |          | △140,884       |                        |                | △140,884  |
| 当 期 純 利 益                   |          | 658,499        |                        |                | 658,499   |
| 自己株式の取得                     | △296,852 | △296,852       |                        |                | △296,852  |
| 自己株式の消却                     | 410,746  | —              |                        |                | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |          |                | 6,910                  | 6,910          | 6,910     |
| 事業年度中の変動額合計                 | 113,893  | 220,761        | 6,910                  | 6,910          | 227,672   |
| 平成27年3月31日現在の残高             | △421,141 | 9,805,813      | 27,388                 | 27,388         | 9,833,201 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

シノブフーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 崎 洋 文 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シノブフーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シノブフーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

シノブフーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 崎 洋 文 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シノブフーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

シノブフーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 川 口 博 司 ㊞

社外監査役 土 本 拓 美 ㊞

社外監査役 橋 爪 健 治 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、中長期的な企業価値の向上のために、生産設備などの成長投資と財政基盤の強化のための内部留保を確保したうえで、株主の皆さまへの利益配当を安定かつ継続的に行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当は7円とさせていただきたく存じます。なお、中間配当として5円50銭をお支払いいたしておりますので、年間配当は前期より2円増配の1株当たり12円50銭となります。

|                               |                                   |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| (1) 配当財産の種類                   | 金銭                                |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項<br>およびその総額 | 当社普通株式1株につき金7円<br>配当総額91,193,627円 |
| (3) 剰余金が効力を生じる日               | 平成27年6月29日                        |

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 法令に定める監査役の員数を欠く場合に備えるため、株主総会において補欠監査役を選任できることの明文化と選任決議の定足数の規定を行うとともに、選任の効力を変更するものです。また補欠監査人の条項を設け関連する事項を移項し、あわせて条数の繰り下げを行うものであります。

(2) 平成27年5月1日に施行される改正会社法により、あらたに責任限定契約の対象となる業務執行取締役等でない取締役および監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第36条第2項（損害賠償責任の一部免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、第36条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(員数)</p> <p>第27条 (記載省略)</p> <p><u>2. 監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p>(条項追加)</p> <p>第29条～第34条 (記載省略)</p>                                         | <p>(員数)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2. (削除)</p> <p>(補欠監査役)</p> <p><u>第28条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第29条第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>第30条～第35条 (現行どおり)</p> |
| <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第35条 (記載省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定めを限度とする。</p> <p>第36条～第39条 (記載省略)</p> | <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)監査役および会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定めを限度とする。</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>                                                                   |

### 第3号議案 取締役2名選任の件

取締役上田往紀氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましてはコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を含む、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                  | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | 長 尾 正 史<br>(昭和39年3月30日生) | 平成2年8月 監査法人トーマツ入所<br>(現 有限責任監査法人トーマツ)<br>平成23年8月 当社入社 管理本部経理部部長<br>平成27年4月 当社 執行役員管理本部副本部長兼<br>経理部長 (現任)                                                                      | 1,096株            |
| 2          | 加 藤 道 彦<br>(昭和22年7月2日生)  | 昭和47年4月 株式会社ワコール入社 (現 株式会社ワコ<br>ールホールディングス)<br>平成10年6月 取締役総務部長<br>平成13年4月 取締役社長室長兼総務部長<br>平成15年4月 取締役コーポレート・コミュニケーション<br>部門担当<br>平成16年6月 常勤監査役<br>平成25年4月 大阪樟蔭女子大学大学院 教授 (現任) | 0株                |

- (注) 1. 長尾正史氏および加藤道彦氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者の保有する当社株式は、平成27年3月31日現在の従業員持株会を通じて各候補者が実質的に保有する株式数を含めて記載しております。
3. 加藤道彦氏は社外取締役候補者であります。  
加藤道彦氏を社外取締役候補者とした理由は、当社がより強いガバナンス体制を構築していくために、株式会社ワコール (現 株式会社ワコールホールディングス) において会社経営に携われてきた豊かな経験と大学院教授としての高い見識により、独立した立場から透明性の高い監督機能を発揮していただきたく社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 加藤道彦氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
6. 加藤道彦氏が社外取締役として選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)               | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | 川 口 博 司<br>(昭和30年12月17日生)      | 昭和54年 1 月 株式会社ワタベ衣装店入社<br>(現 ワタベウエディング株式会社)<br>平成14年 6 月 常勤監査役<br>平成17年 6 月 取締役社長室長<br>平成22年 6 月 顧問<br>平成22年11月 当社 顧問<br>平成23年 6 月 当社 常勤監査役（現任）         | 7,042株            |
| 2          | 橋 爪 健 治<br>(昭和33年 2 月 4 日生)    | 平成19年 8 月 監査法人トーマツ入所<br>(現 有限責任監査法人トーマツ)<br>平成22年 9 月 有限責任監査法人トーマツ退職<br>平成22年 9 月 橋爪公認会計士事務所設立（現任）<br>平成23年 6 月 当社監査役（現任）<br>平成23年 9 月 ネクスス監査法人代表社員（現任） | 1,530株            |
| 3          | 佐 賀 千 恵 美<br>(昭和27年 7 月 26 日生) | 昭和55年 4 月 検事任官<br>昭和61年10月 弁護士登録<br>平成13年 5 月 京都府労働委員会 会長<br>平成13年 9 月 佐賀千恵美法律事務所開設（現任）                                                                 | 0 株               |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川口博司氏の当社常勤監査役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって4年であり、橋爪健治氏の当社社外監査役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって同じく4年であります。
3. 橋爪健治氏、佐賀千恵美氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者とした理由
- (1) 橋爪健治氏は、公認会計士として培われた会計・財務に関する専門的な知識・経験を監査役に就任された場合に当社の監査体制にいかし、職務を適切に遂行していただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 佐賀千恵美氏は、弁護士として培われた豊富な知識と幅広い見識を有しており、特に長年取り組まれている女性の労働問題への活動は、女性従業員の多い当社にとって適任であり、監査役に就任された場合には職務を適切に遂行していただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 社外監査役としての責任限定契約について  
当社は、橋爪健治氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度額まで限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、佐賀千恵美氏の選任が承認された場合、同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 独立役員について  
橋爪健治氏、佐賀千恵美氏が社外監査役に選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。
7. 監査役候補者の保有する当社株式は、平成27年3月31日現在の役員持株会を通じて各候補者が実質的に保有する株式数を含めて記載しております。

## 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、川合哲氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、土本拡美氏は社外監査役の補欠の監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                 | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | 川 合 哲<br>(昭和25年9月12日生)   | 平成2年4月 関西ランチ販売サービス株式会社 入社<br>平成6年4月 当社 入社<br>平成12年4月 当社 経営企画室<br>平成17年1月 当社 監査室<br>平成22年9月 当社 監査部 参事 (現任) | 0株                |
| 2          | 土 本 拡 美<br>(昭和25年8月12日生) | 昭和45年4月 岡本永康税理士事務所入所<br>(現 土本拡美税理士事務所)<br>平成15年3月 税理士<br>平成19年6月 当社監査役<br>平成24年1月 土本拡美税理士事務所 (現任)         | 4,070株            |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 補欠の社外監査役候補者とした理由  
土本拡美氏は、税理士としての会計・財務の専門的な知識・経験を活かし、8年に亘り客観的な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただきました。当社社外監査役としての実績からも監査役の員数を欠くことになった際の社外監査役として適任であり、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 土本拡美氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
4. 補欠監査役候補者の保有する当社株式は、平成27年3月31日現在の役員持株会を通じて候補者が実質的に保有する株式数を含めて記載しております。

## 第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬は、平成24年6月28日開催の第42期定時株主総会において年額280,000千円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）とすご承認をいただいておりますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値の向上に向けた貢献意欲をより高めることを目的として、当該取締役の報酬額の範囲内で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割り当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。また、その額は一般的な価値算定モデルであるブラック・ショールズモデルを用いて算定されることから、相当であると存じます。

なお、現在の当社取締役は6名ですが、第3号議案「取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）となります。

### 記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

#### （1）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

#### （2）新株予約権の総数

新株予約権の上限個数は800個とし、第45期定時株主総会の日から1年以内に限り割り当てるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズモデルなどの公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日を 2 年経過した日の翌日から 5 年以内とする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要する。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要綱を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

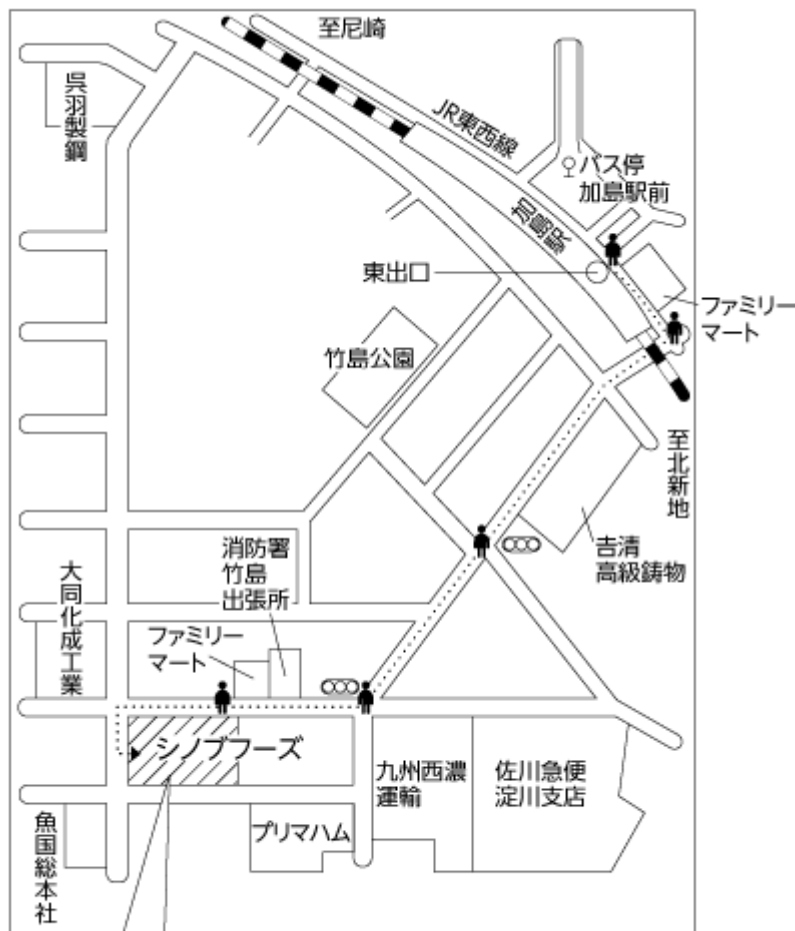
〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株主総会会場ご案内図

J R東西線加島駅より徒歩約7分  
大阪市バス（97系統）阪急バス（18系統）加島駅前バス停より徒歩約7分  
（お願い）会場にお越しの際は、駐車場に限りがございますので、恐れ入りますが、公共交通機関をご確認のうえご利用ください。

 マークの場所に、弊社社員がご案内させていただいておりますので  
お気軽にお尋ねください。



大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号  
シノブフーズ 株式会社 本社  
代表電話 06-6477-0113